

1 戸籍法一部改正・地方公共団体の手数料標準に関する政令改正に伴うもの

他市区町村本籍の戸籍謄本等がいずれの市区町村でも取得できるようになるほか、他の行政機関での手続きなどで利用する戸籍電子証明書提供用識別符号の発行などができるようになります。

施行日：令和6年3月1日 ※詳細は別紙1のとおり

| 改正前 | | 改正後 | |
|-------------------------|---------------------|---|------------------------------|
| 事務の内容 | 手数料額 | 事務の内容 | 手数料額 |
| 戸籍謄本等の交付 | 450円 | 戸籍謄本等の交付 (広域交付による交付を含む。) | 450円<改定なし> |
| 戸籍の記載事項証明の交付 | <改正なし> | | |
| (新規事務) | — | 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 | 400円 (徴収しない場合あり) |
| 除籍謄本等の交付 | 750円 | 除籍謄本等の交付 (広域交付による交付を含む。) | 750円<改定なし> |
| 除籍の記載事項証明書の交付 | <改正なし> | | |
| (新規事務) | — | 除籍電子証明書提供用識別符号の発行 | 700円 (徴収しない場合あり) |
| 受理証明書の交付、届書等の記載事項証明書の交付 | 350円 (上質紙は1400円) | 受理証明書の交付、届書等の記載事項証明書の交付、 届書等情報内容証明書の交付 | 350円 (上質紙1400円) <改定なし> |
| 届書等の閲覧 | 350円 | 届書等の閲覧、 届書等情報の内容を表示したものの閲覧 | 350円<改定なし> |

1 戸籍証明書等の広域交付に係る手数料

条例第2条第1項第10号関係

拡

現在は、本籍地の窓口もしくは本籍地への郵便で請求する必要がある戸籍証明書等について、本籍地の市区町村以外の市区町村の窓口でも戸籍証明書等の請求が可能となる。

【広域交付の対象】

- 戸籍全部事項証明書（いわゆる戸籍謄本）〔450円〕
- 除籍全部事項証明書〔750円〕
- 改製原戸籍謄本、改製原除籍謄本〔750円〕
- ※個人事項証明・一部事項証明・抄本は対象外

★コンビニ交付は不可

2 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料

条例第2条第1項第11号の2・第13号の2関係

新

行政手続において使用する戸籍電子証明書提供用識別符号の発行が新設。戸籍電子証明書提供用識別符号を提供することで、戸籍証明書等の添付省略が可能となる。

【新設する証明書及び手数料】

- 戸籍電子証明書提供用識別符号〔400円〕
- 除籍電子証明書提供用識別符号〔700円〕

※マイナポータルで請求した場合や同一内容の戸籍謄本等を同時に請求した場合は**無料**

【パスポート発給申請の例】

令和6年度末に、パスポートの発給申請手続において、従来の戸籍謄本の添付に代えて戸籍電子証明書提供用識別符号の提出が可能となる予定。マイナポータルからパスポートの電子申請をする場合は、**無料**。

窓口で申請

（従来）戸籍謄本450円⇒（改正後）識別符号400円

電子申請

（従来）戸籍謄本450円⇒（改正後）識別符号無料

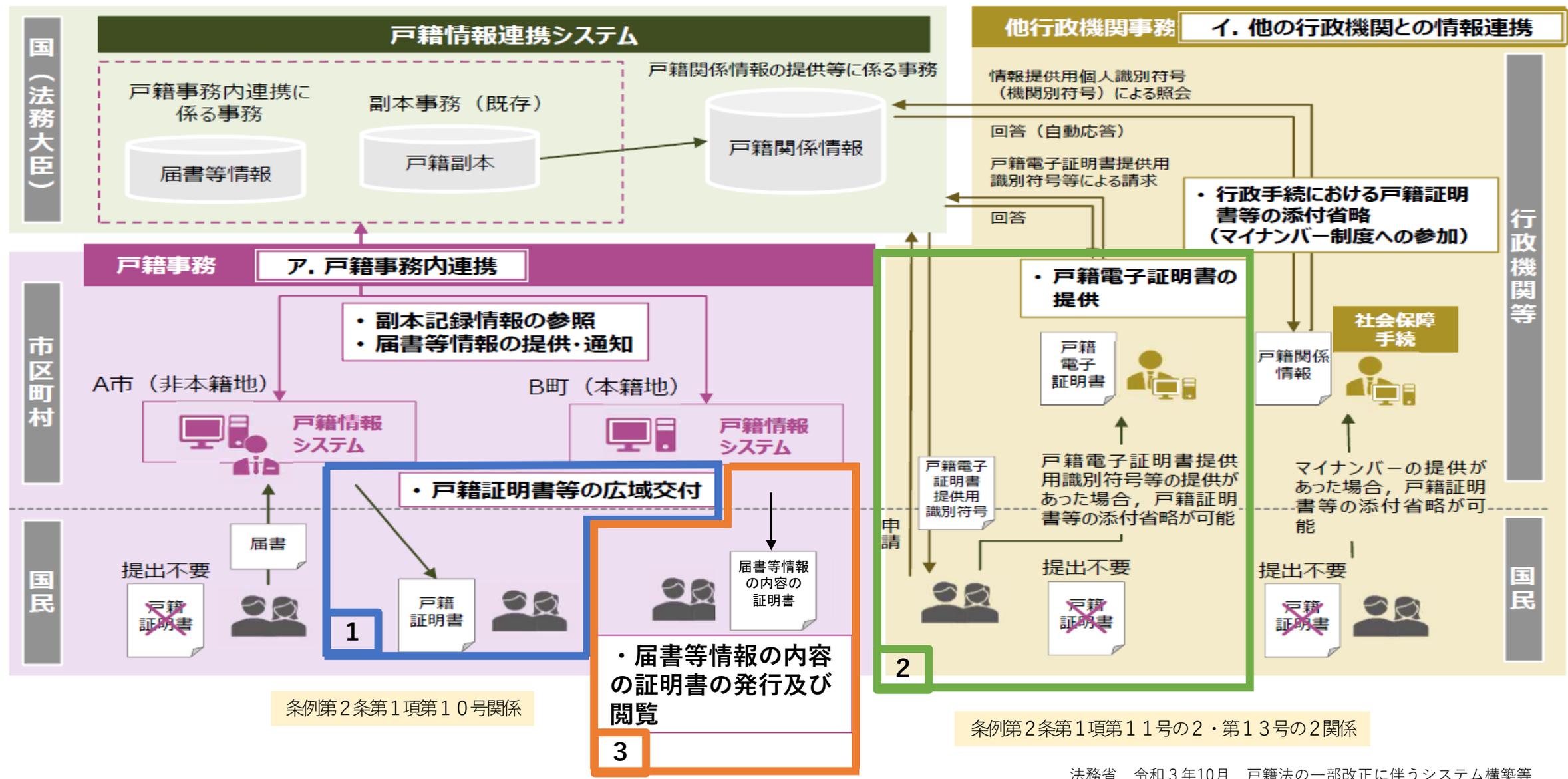
3 届書等情報の内容の証明書の発行及び閲覧に係る手数料

条例第2条第1項第14号・15号関係

新

これまで各市区町村で紙媒体で保管していた戸籍届書について、今後は、届書等情報としてデータ化（PDF化）され保管される。この届書等情報の内容の証明書の発行について新設。
※これまでどおり紙媒体で保管されるものは、届書記載事項証明書、届書の閲覧として残る。

■戸籍法の一部を改正する法律に係る戸籍情報連携システムとの連携（全体概要イメージ）



条例第2条第1項第10号関係

条例第2条第1項第14号・15号関係

条例第2条第1項第11号の2・第13号の2関係

熊本市手数料条例の改正について

2 電子認証法の改正に伴うもの

スマートフォンに「スマートフォン用電子証明書」を搭載することで、コンビニ交付証明の取得にはマイナンバーカードが不要となります。

「スマートフォン用の電子証明書」を搭載したスマートフォンを利用する場合の記載を追加します。

施行日：公布の日

(対象者)

①～④全てに当てはまる方

- ①マイナンバーカード所持し、電子証明が有効な方
- ②Android端末でスマホ用電子証明書に対応している方
- ③マイナポータルからスマホ用電子証明書の申込をしている方
- ④ローソン・ファミリーマートのコンビニ交付で証明書を取得される方

(国の動き)

東京都内の一部店舗：令和5年（2023年）12月20日対応開始

全国の一部店舗：令和6年（2024年）1月22日対応開始

熊本市手数料条例（昭和25年告示第20号）新旧対照表

| 改正後（案） | 現行 | 備考 |
|--|---|---|
| <p>第1条 【略】</p> <p>第2条 手数料を徴収する事項及びその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 【略】</p> <p>(10) 戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍法（昭和22年法律第224号）第120条第1項、<u>第120条の2第1項</u>若しくは第126条の規定に基づく<u>戸籍証明書</u>の交付</p> <p>1通につき 450円</p> <p>(11) 戸籍に記載した事項に関する証明書の交付 証明事項1件につき 350円</p> <p><u>(11)の2 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証</u></p> | <p>第1条 【略】</p> <p>第2条 手数料を徴収する事項及びその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 【略】</p> <p>(10) 戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍法（昭和22年法律第224号）第120条第1項_____若しくは第126条の規定に基づく<u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u>の交付</p> <p>1通につき 450円</p> <p>(11) 戸籍に記載した事項に関する証明書の交付 証明事項1件につき 350円</p> <p>【新設】</p> | <p>戸籍法（昭和22年法律第224号）</p> <p>第百二十条 第百十九条の規定により戸籍又は除かれた戸籍が磁気ディスクをもって調製されているときは、第十条第一項又は第十条の二第一項から第五項まで（これらの規定を第十二条の二において準用する場合を含む。）の請求は、戸籍謄本等又は除籍謄本等に代えて、磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下「<u>戸籍証明書</u>」という。）又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下「<u>除籍証明書</u>」という。）についてすることができる。</p> <p>←他都市に本籍を置く戸籍証明書を交付できるよう引用条項を追加。</p> <p>【新設】</p> <p>第百二十条の二 第百十九条の規定により戸籍又は除かれた戸籍が磁気ディスクをもって調製されているときは、第十条第一項（第十二条の二において準用する場合を含む。次項及び次条（第三項を除く。）において同じ。）の請求は、<u>いずれの指定市町村長（第百十八条第一項の規定による指定を受けている市町村長をいう。以下同じ。）に対してもすることができる。</u></p> <p>2 前項の規定によりする第十条第一項の請求（本籍地の市町村長以外の指定市町村長に対してするものに限る。）については、同条第三項及び第十条の三第二項の規定は適用せず、同条第一項中「現に請求の任に当たっている者」とあり、及び「当該請求の任に当たっている者」とあるのは、「当該請求をする者」とする</p> <p>【新設】</p> <p>第百二十条の三 前条第一項の規定によりする第十条第一項の請求は、戸籍電子証明書（第百十九条の規定により磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録された事項の全部又は一部を証明した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）又は除籍電子証明書（第百十九条の規定により磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録された事項の全部又は一部を証明した電磁的記録をいう。以下同じ。）についてすることができる。</p> <p>2 前項の規定によりする第十条第一項の請求があつたときは、</p> |

明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。) 戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円

(12) 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書
_____の交付 1通につき
750円

(13) 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付 証明事項1件につき 450円

(13)の2 除籍電子証明書提供用識別符号の発行 (情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合 (当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)) における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。) 除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円

(12) 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍法第120条第1項_____若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付 1通につき
750円

(13) 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付 証明事項1件につき 450円

【新設】

指定市町村長は、当該請求をした者に対し、戸籍電子証明書提供用識別符号 (当該請求に係る戸籍電子証明書を識別することができるように付される符号であつて、法務省令で定めるものをいう。以下同じ。) 又は除籍電子証明書提供用識別符号 (当該請求に係る除籍電子証明書を識別することができるように付される符号であつて、法務省令で定めるものをいう。以下同じ。) を発行するものとする。

3・4 【略】

←他都市に本籍を置く除籍証明書を交付できるよう引用条項を追加。

(14) 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付 1通につき 350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1通につき 1,400円）

(15) 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務 書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件につき 350円

(16)～(54) 【略】

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号、第5号、第10号、第17号、第18号の2又は第19号に規定する事項に係る証明書等の交付を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移

(14) 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付 _____ 1通につき 350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1通につき 1,400円）

(15) 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務 _____
_____ 書類1件
_____につき 350円

(16)～(54) 【略】

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号、第5号、第10号、第17号、第18号の2又は第19号に規定する事項に係る証明書等の交付を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード _____

戸籍法（昭和22年法律第224号）

【新設】

第二百十条の六 利害関係人は、特別の事由がある場合に限り、届出若しくは申請を受理した指定市町村長又は当該届出若しくは申請によつて戸籍の記載をした指定市町村長に対し、当該届出又は申請に係る届書等情報の内容を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧を請求し、又は届書等情報の内容について証明書を請求することができる。

←新たに、届出や申請を行ったものについて、その内容を証明したものを交付できるようにするもの。

←新たに、届出や申請を行ったものについて、その内容を閲覧できるようにするもの。

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）

（個人番号カード用署名用電子証明書の発行）

第三条 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村（特別区を含む。以下同じ。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）を経由して、機構に対し、自己に係る署名用電子証明書（署名利用者検証符号が当該署名利用者のものであることを証明するために作成される電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

動端末設備を利用して証明書等自動交付機（市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された市又は民間事業者が設置する端末装置であって、証明書等の交付を受けようとする者が当該端末装置を用いて必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。）を介して行う場合における手数料は、これらの号に掲げる1単位につき200円とする。

第3条～第9条 【略】

_____を利用して証明書等自動交付機（市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された市又は民間事業者が設置する端末装置であって、証明書等の交付を受けようとする者が当該端末装置を用いて必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。）を介して行う場合における手数料は、これらの号に掲げる1単位につき200円とする。

第3条～第9条 【略】

以下同じ。）をいう。以下同じ。）であって、**個人番号カード**（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する**個人番号カード**をいう。以下同じ。）に記録するもの（以下「個人番号カード用署名用電子証明書」という。）の発行の申請をすることができる。
2～8 【略】

（移動端末設備用署名用電子証明書の発行）
第十六条の二 個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、機構に対し、自己に係る署名用電子証明書であって、**移動端末設備**（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号ロに規定する**移動端末設備**をいう。以下同じ。）に組み込まれた主務省令で定める電磁的記録媒体に記録するもの（以下「移動端末設備用署名用電子証明書」という。）の発行の申請をすることができる。
2～8 【略】

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(3) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正について

第5号施行に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の改正内容は以下のとおり。

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|-------------------------|---|-----------------|---------------------------------------|--|---------------------------|
| 事務の内容 | 根拠規定 | 手数料額 | 事務の内容 | 根拠規定 | 手数料額 |
| 戸籍謄本等の交付 | 第10条第1項、第10条の2第1項～第5項、第126条、第120条第1項、第126条 | 450円 | 戸籍謄本等の交付 (広域交付による交付を含む。) | 第10条第1項、第10条の2第1項～第5項、第120条第1項、第120条の2第1項、第126条 | 450円 <改定なし> |
| 戸籍の記載事項証明書の交付 | <改正なし> | | | | |
| (新規事務) | — | — | 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 | 第120条の3第2項 | 400円(徴収しない場合あり) |
| 除籍謄本等の交付 | 第10条第1項、第10条の2第1項～第5項、第12条の2、第120条第1項、第126条 | 750円 | 除籍謄本等の交付 (広域交付による交付を含む。) | 第10条第1項、第10条の2第1項～第5項、第12条の2、第120条第1項、第120条の2第1項、第126条 | 750円 <改定なし> |
| 除籍の記載事項証明書の交付 | <改正なし> | | | | |
| (新規事務) | — | — | 除籍電子証明書提供用識別符号の発行 | 第120条の3第2項 | 700円(徴収しない場合あり) |
| 受理証明書の交付、届書等の記載事項証明書の交付 | 第48条第1項、第2項、第117条、第126条 | 350円(上質紙は1400円) | 受理証明書の交付、届書等の記載事項証明書の交付、届書等情報内容証明書の交付 | 第48条第1項、第2項、第117条、第120条の6第1項、第126条 | 350円(上質紙は1400円) <改定なし> |
| 届書等の閲覧 | 第48条第2項、第117条、第126条 | 350円 | 届書等の閲覧、届書等情報の内容を表示したものの閲覧 | 第48条第2項、第117条、第120条の6第1項、第126条 | 350円 <改定なし> |